

郡山市公契約条例等に係るアンケート調査結果 ＜ 受注事業者 ＞

- 1 調査期間：平成30年11月19日～平成30年12月21日
- 2 調査対象者：郡山市発注35件、郡山市上下水道局発注17件、計52件の公共事業の受注者及びその下請事業者

＜主な契約＞

建設工事：	小川笹川二丁目線 道路改良工事 外 (市発注 計2件)
	配水管更新工事 外 (上下水道局発注 計17件)
業務委託：	H30・31・32年度給食調理業務委託 (市発注 計29件)
	美術館清掃業務(長期継続契約)他 (市発注 計3件)
指定管理：	熱海観光物産館

- 3 回答者数： 65 者 (下請事業者含む。)

内訳：市 9者
上下水道局 56者

- 4 配布部数： 195 部

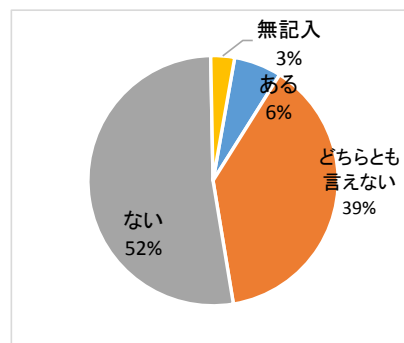
内訳：市 建設工事受注者 2者×5部
市 業務委託受注者 10者×1部
※ 同事業者が複数受注している場合は1部のみ配布
市 指定管理者 1者×5部
上下水道局 建設工事受注者 17者×10部

平成31年3月
郡山市契約課
郡山市上下水道局総務課

1 郡山市公契約条例について

1① 公契約を受注した者（下請・再委託事業者も含む）には、条例等で定める関係法令の遵守や労働環境確保などの責務が課せられておりますが、条例が施行される以前と比較して、意識していることや変化したことなど、何か変わったと感じることはありますか。

選択肢	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
ある	2	2	4	6%	27	31%
どちらとも言えない	13	12	25	39%	26	29%
ない	14	20	34	52%	35	39%
無記入	1	1	2	3%	1	1%
合計	30	35	65	100%	89	100%

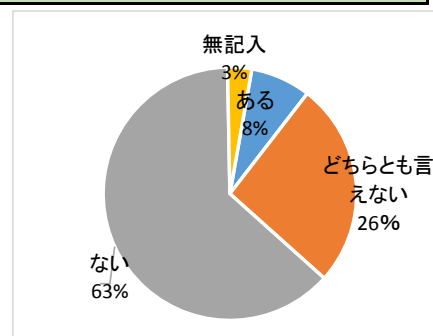


選択した主な理由

ある	元請	条例の関係法令等の遵守を強く意識するようになった。 各元請・下請一人一人に説明する為意識するようになった。
	下請	下請が社会保険加入や建設業許可登録に前向きになった。 喫煙、安全衛生について意識している。
どちらとも言えない	元請	労働環境については快適な状況を目指し会社全体で取り組みを行っている。 条例施行以前の状況がわからないので比較できない。
	下請	少しでも経験者であることを意識し育てるようにしている。 以前より法令遵守に気を付けている。
		再下請を出す際に社会保険等を確認する様になった。
ない	元請	以前より、法令遵守についての取り組みを行っていた。 条例に従い工事を行う。

1② 条例が施行される以前と比較して、公契約に従事する労働者に対して、気をつけていることや、業務等の取り組みで変化させたことなど何かありますか。

選択肢	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
ある	4	1	5	8%	17	19%
どちらとも言えない	9	8	17	26%	23	26%
ない	16	25	41	63%	46	52%
無記入	1	1	2	3%	3	3%
合計	30	35	65	100%	89	100%

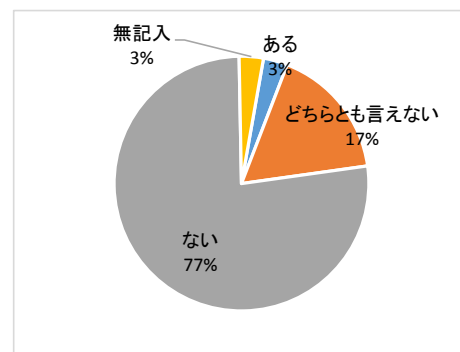


選択した主な理由

ある	元請	労務の法令については特に意識が強くなったと思う。 口頭ではなく何かあれば極力書面でやり取りするようになった。 コンプライアンスについて気を付けている。
	下請	仕事従事にあたり問題なくできる人選に力を入れている。 法令遵守に気を付けている。
どちらとも言えない	元請	労働従事時間内に打合せ、安全補習等を行うようになった。 条例施行以前の状況がわからないので比較できない。
	下請	以前から意識している。
ない	元請	普段通りに、安全、無事故で仕事するようにしている。
	下請	普段どおり変わらない。

1③ 条例が施行されて以降、労働環境の報告が必要な工事又は委託業務に従事されている労働者から、労働環境などに関して問い合わせなど、反響はありますか。

選択肢	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
ある	2	0	2	3%	6	7%
どちらとも言えない	5	6	11	17%	13	15%
ない	22	28	50	77%	67	75%
無記入	1	1	2	3%	3	3%
合計	30	35	65	100%	89	100%



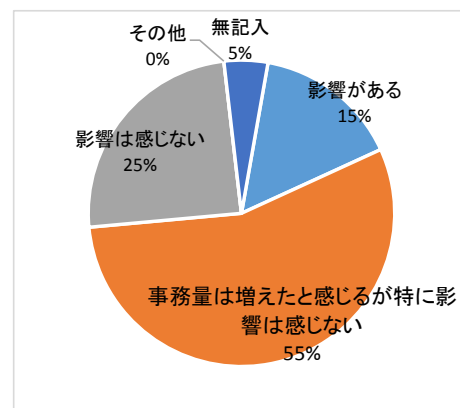
選択した主な理由

ある	元請	少し書類が増えた。
どちらとも言えない	元請	以前から不明な点は問い合わせるよう皆に求めている。
ない	元請	環境については常に良好な状態を保てるよう考慮している。 労働者自身興味がない。

2 労働環境報告書の作成・提出について

2① 条例第7条の規則に該当する公契約を受注した者（下請・再委託受託業者も含む）は、労働者の労働環境の確保に必要とされる取り組みについて報告が課せられておりますが、その報告書の作成に係る事務量の変化についてお答えください。

選択肢	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
影響がある	1	9	10	15%	23	26%
事務量は増えたと感じるが特に影響は感じない	16	20	36	55%	43	48%
影響は感じない	11	5	16	25%	20	23%
その他	0	0	0	0%	1	1%
無記入	2	1	3	5%	2	2%
合計	30	35	65	100%	89	100%

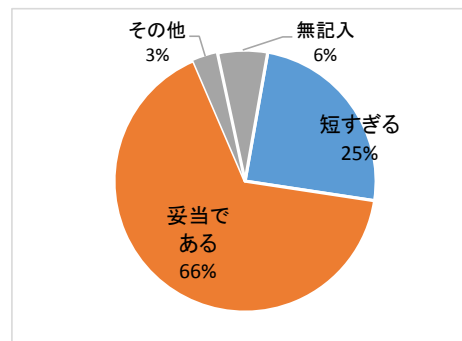


選択した主な理由

影響がある	元請	報告書作成の事務量は増加となる。
	下請	最初に作成したときは大変だと思ったが、今は慣れた。
影響は感じない	元請	事務量は増えたが、各現場の従事者の労働環境が良くなるのであれば良いと思う。 特に影響はない。
		下請

2② 労働環境報告書の提出については、条例施行規則第6条の規定により契約を締結した日から14日以内（下請契約の場合も、下請の契約を締結した日からとなる）に提出するとされていますが、その提出期間についてお答えください。

選択肢	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
短すぎる	6	10	16	25%	24	27%
妥当である	19	24	43	66%	63	71%
その他	2	0	2	3%	0	0%
無記入	3	1	4	6%	2	2%
合計	30	35	65	100%	89	100%



※その他の内容
・なんともいえない

選択した主な理由

短すぎる	元請	労働環境をすぐに安定、確保できない場合も想定されるため。 下請同士の契約までは、目が行き届かない。 14日では下請契約等何も決まっていない。
	下請	もう少し余裕がほしい。
妥当である	元請	妥当の日数。
	下請	最初は短すぎると思っていたが、今は慣れた。 契約書への押印には時間がかかることもあるため、妥当である。

2③ 労働環境の報告内容等で、ご要望やお気づきの点などについてお答えください。

<主な意見>

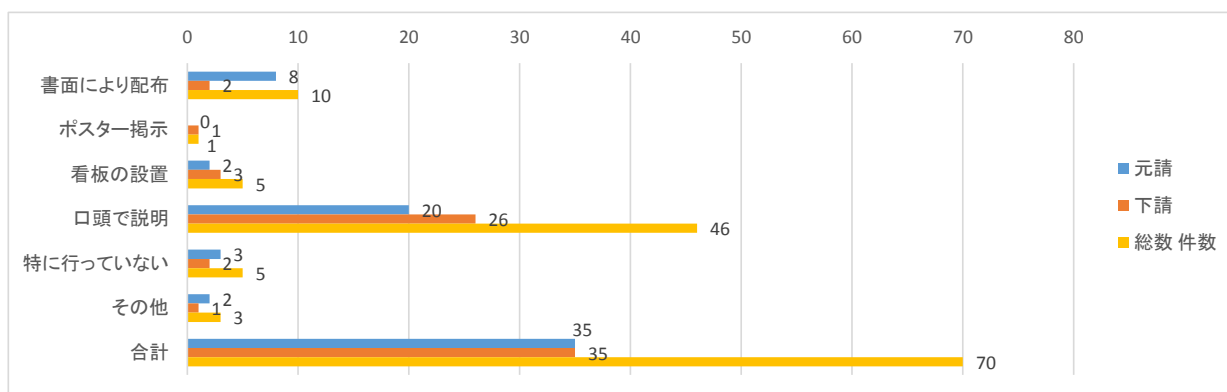
なし。

3 労働者等への周知について

3① 公契約を受注した者（下請・再委託受託業者も含む）は、条例第11条の規則により工事又は委託業務に従事する労働者（下請作業員含む）に対して、労働者本人が従事する・していた業務が条例の適用案件であることなどの周知が課せられておりますが、どのような方法で周知をしていますか。（複数回答可）

労働者への周知方法	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
書面により配布	8	2	10	14%	24	21%
ポスター掲示	0	1	1	1%	10	9%
看板の設置	2	3	5	7%	11	9%
口頭で説明	20	26	46	67%	63	53%
特に行っていない	3	2	5	7%	9	8%
その他	2	1	3	4%	0	0%
合計	35	35	70	100%	117	100%

※その他の内容
・該当しない
・今後書面を配布予定

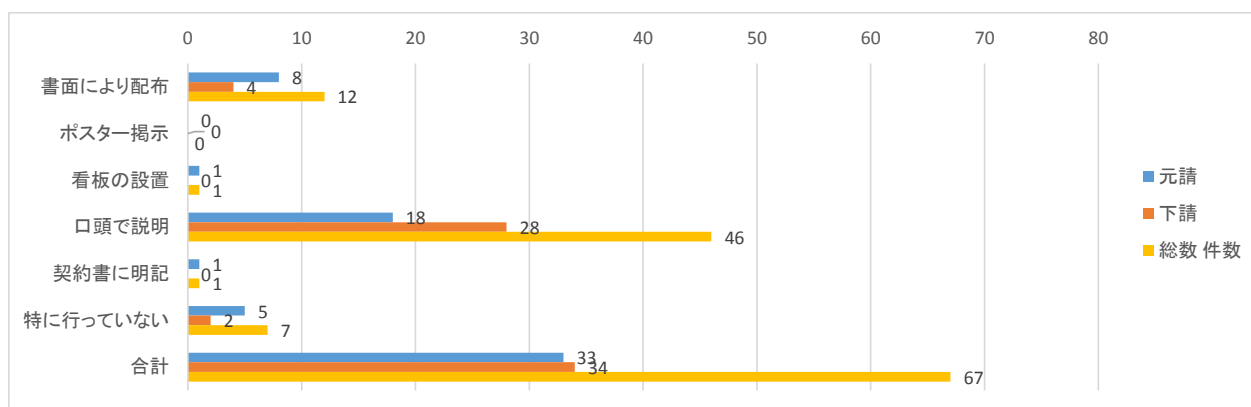


<主な意見>

書面により配布	元請	打合せ会議、又は安全パトロール（店社）時に担当者から説明も行っている。 郡山市公契約条例等の解説を配布した。
	下請	全員が理解しているとは限らないのですが、全てに理解していただけるよう口頭でも説明している。
ポスター掲示	下請	現場事務所、会社での掲示。
看板の設置	元請	事務所前の看板に掲示。
	下請	現場事務所で説明、ファイル常時設置。
口頭で説明	元請	入社時、ミーティング等で説明（2件）。 今後掲示する予定。 ミーティング等で周知している。
	下請	労働者に説明しても興味がない。 書面、ポスター、看板では効果がないので口頭。 その場で話せるため。 朝礼で説明。
特に行っていない	元請	まだ特別に行っていないが、今後要検討と考える。
	下請	元請からの通達が何もないのでわからなかった。

3② 下請・再委託事業者との契約締結にあたり、当該案件が条例の適用案件である旨をどのような方法で周知しましたか。（複数回答可）

下請事業者への周知方法	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
書面により配布	8	4	12	18%	24	23%
ポスター掲示	0	0	0	0%	3	3%
看板の設置	1	0	1	1%	7	6%
口頭で説明	18	28	46	70%	61	55%
契約書に明記	1	0	1	1%	8	7%
特に行っていない	5	2	7	10%	7	6%
合計	33	34	67	100%	110	100%

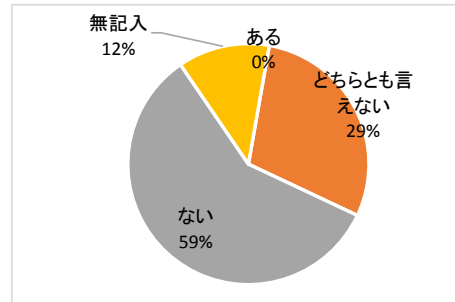


<主な意見>

書面により配布	元請	郡山市公契約条例等の解説を配布した。
口頭で説明	元請	打合せ会議、契約書に発注者情報も明示している。 今後掲示する予定。
	下請	従業員のところに訪問し、口頭で説明している。
特に行っていない	元請	下請、再委託を行っていない。

3③ 労働者や下請・再委託事業者への周知方法などにおいて、課題や問題、得策など何かお気づきのことはありますか。「ある」を選択した場合はその内容をお聞かせください。

選択肢	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
ある	0	0	0	0%	8	9%
どちらとも言えない	9	10	19	29%	18	20%
ない	17	21	38	59%	59	66%
無記入	4	4	8	12%	4	5%
合計	30	35	65	100%	89	100%



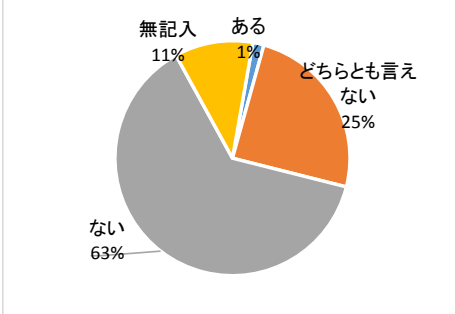
<主な意見>

小冊子やリーフレット等で、もっと分かりやすくしてほしい（2件）。
自治体と業者同士でやっていただきたい。

4 条例に対する要望等について

4① 本条例において、今後、取組んで欲しいことや改善して欲しいことなどはありますか。

選択肢	元請	下請	総数		H29年度回答	
			件数	割合	件数	割合
ある	1	0	1	1%	7	8%
どちらとも言えない	8	8	16	25%	19	21%
ない	18	23	41	63%	58	65%
無記入	3	4	7	11%	5	6%
合計	30	35	65	100%	89	100%



選択した主な理由

どちらとも言えない 元請 まだ内容を把握しきれていない。

5 その他（意見、お気づきのこと）

週休2日制をこれから自治体及び発注者側が推奨していくと思うが、現実的に、作業者は土曜日も働きたいということをおよそほとんどの下請から聞こえてくる。また、工期を過剰にとらないと土日の休みは維持できず、発注者と下請の状況は理解しているが、現場としては非常に悩ましい。

ほとんどの労働者が興味を示さない。